

伊賀市行政バス見直し検討業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

伊賀市行政バスの見直しを検討するにあたり、簡易公募型プロポーザル方式により豊富な知識と専門的な技術・ノウハウを有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により、最も優秀な者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

伊賀市行政バス見直し検討業務委託

(2) 履行場所

伊賀市全域

(3) 業務内容

別紙「伊賀市行政バス見直し検討業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(5) 予算限度額

6,622,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式（簡易型）

4 参加資格

公告日現在、伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「調査検査業務－計画策定・コンサルティング」に登録されている者で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされている場合又は民事更生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

(4) 伊賀市内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者又は三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

(5) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）

(6) 法令、規則等に違反していない者

5 参加条件

(1) 公告日現在、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で平成 26 年 11 月 20 日に施行された地域公共交通網形成計画策定に係る業務又は、令和 2 年 11 月 27 日に施行された地域公共交通計画策定に係る業務を完成させた実績があること。

(2) 次のいずれかの資格を有する管理技術者を配置できること。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ R C C M（都市計画及び地方計画）

6 提出書類の交付方法

参加表明書類の様式は、伊賀市ホームページから入手するものとする。

7 応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加表明書類を提出するものとする。

(1) 提出書類及び部数

ア プロポーザル参加資格確認申請書 (様式第 2 号) 1 部

イ 履行実績書 (様式第 3 号) 1 部

※ 5 (1) に記載の参加条件が確認できる書類の写しを添付すること。

ウ 配置予定技術者届出書 (様式第 4 号) 1 部

※ 雇用を確認できる書類及び 5 (2) に記載の参加条件が確認できる書類の写しを添付すること。

エ 納税証明書（未納税額がない証明書） 1 部

(2) 書式等

提出書類は、別添の様式による。様式の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(3) 提出期間

令和 4 年 2 月 16 日（水）から令和 4 年 2 月 22 日（火）まで

(4) 提出先

伊賀市企画振興部交通政策課

(5) 提出方法

郵便による提出（令和 4 年 2 月 22 日（火）午後 4 時 30 分必着のこと。）

8 参加資格の確認

(1) 参加資格の決定

7 (1) の提出書類の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無について、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により、令和4年2月25日（金）に通知する。

(3) 参加資格の確認結果に対する説明要求について

参加資格がないと通知された者は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第12条第3項の規定に基づき、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する苦情申し立てにより、その理由について説明を求めることができる。

ア 申立期間

通知を受けた日から5日以内

午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

伊賀市企画振興部交通政策課

ウ 提出方法

持参とし、郵便等による提出は認めない。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルの提出書類及び業務に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式①）を作成し、電子メールに添付のうえ送付することとし、他の方法による質問は受け付けない。

また、メールの件名は、本プロポーザルに関する質問であることが一見して分かるように配慮すること。

(1) 受付締切

令和4年2月22日（火）午後4時30分まで

(2) 送付先

伊賀市役所企画振興部交通政策課

メールアドレス：koutsuu@city.iga.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和4年2月25日（金）にホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

10 企画提案書について

(1) 提出書類

以下に掲げる書類について 10 部（正本 1 部、副本 9 部）を提出すること。

ア 企画提案提出書（様式②）

イ 事業者の業務実績（様式③）

ウ 配置予定技術者の業務実績（様式④）

エ 企画提案書（任意様式、A 4 版で片面印刷とし、8 ページ以内で作成すること）

企画提案書には事業者名を記載しないこと

提案内容は、次の a から f の項目順に、項目名を明記のうえ記載すること

a 業務実施方針

b 業務スケジュール及び業務フロー

c 業務の実施体制

d 本市の特性を踏まえた行政バス見直しの考え方

e 地域のニーズの収集・反映方法

f 本業務の完成度を高めるための提案

エ 見積書（任意様式）

(2) 提出期間

令和 4 年 2 月 25 日（金）から令和 4 年 3 月 10 日（木）まで

(3) 提出先

伊賀市企画振興部交通政策課

(4) 提出方法

郵便による提出（令和 4 年 3 月 10 日（木）午後 4 時 30 分必着のこと。）

(5) 企画提案書作成にかかる参考図書等の提供等

ア 参考図書

a 伊賀市地域公共交通計画

※伊賀市のホームページで閲覧できる。

b 過去 5 年間の路線別の利用者数の推移（平成 28 年度～令和 2 年度）

※必要な場合は、伊賀市企画振興部交通政策課からメールで提供します。

c 過去 3 年間の路線別の経常差損や収支率等（平成 30 年度～令和 2 年度）

※必要な場合は、伊賀市企画振興部交通政策課からメールで提供します。

イ 閲覧期間

令和 4 年 2 月 25 日（金）から令和 4 年 3 月 10 日（木）まで

11 審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会

審査は伊賀市行政バス見直し検討業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」

という。)が行う。

また、委員会は非公開とする。

(2) 評価基準

評価項目		評価の視点・判断基準	配点
業務実績	事業者の業務実績	事業者の業務実績数について	5
	配置予定技術者の業務実績	配置予定技術者の業務実績数について	5
企画提案書	業務実施方針	・業務に対する理解度等を評価する。 ・スケジュール及びフローの適格性を評価する。 ・業務を円滑、効果的に進める体制となっているかを評価する。	15
	本市の特性を踏まえた行政バス見直しの考え方	本市の現状、課題などを適切に捉え、行政バスの見直しに反映できる提案となっているかを評価する。	30
	地域のニーズの収集・反映方法	取組方法が効果的かつ実現性があるかなどについて評価する。	15
	本業務の完成度を高めるための提案	効果的で実現性があり、本業務の完成度を高める具体的な提案となっているかを評価する。	20
見積金額		提示された見積金額に応じて加点する。	10
合計			100

(3) 審査方法

委員会の構成員が 11 (2) の評価基準を基に採点を行い、各構成員による採点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者として特定する。

ただし、各構成員による採点の合計の 5 割以上取得した者のなかから特定する。

(4) 通知

ア 審査結果に基づき、最優秀者及び次点者各 1 者を決定し、決定した者及び決定しなかった者に対し、プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第 7 号）にてその旨を通知する。

イ 審査の結果、特定されなかった者は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱第 15 条第 3 項の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

ウ 上記 11 (4) イの請求は、プロポーザル提案書評価結果通知書を受け取った日から起算して 5 日以内に書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。

なお、説明を求める書面の提出は、伊賀市企画振興部交通政策課へ持参することとし、郵送等による提出は認めない。

12 実施スケジュール（予定）

公告、実施要領等の公表	令和4年2月16日（水）
参加表明書類提出期間	令和4年2月16日（水）から令和4年2月22日（火）まで
提出書類に関する質問等 受付期間	令和4年2月16日（水）から令和4年2月22日（火）まで
企画提案書等提出期間	令和4年2月25日（金）から令和4年3月10日（木）まで
質問に対する回答掲載	令和4年2月25日（金）から令和4年3月10日（木）まで
審査結果通知	令和4年3月下旬
契約締結	令和4年3月下旬

13 契約の締結

（1）契約の方法

伊賀市は、最優秀者を伊賀市行政バス見直し検討業務委託の契約に係る随意契約の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

（2）契約保証金の納付

伊賀市会計規則第99条の規定による。

14 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位：日本語及び日本円

（2）伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

（3）本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書類の提出時に、公告日から起算して6カ月以内に発行された納税証明書等を提出すること。なお、提出を求める納税証明書等は業者の所在区分（地域要件）により次のとおりとする。

ア 伊賀市内に本店を有する事業者

・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕〔伊賀市収税課発行〕

イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者

・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕〔伊賀市収税課発行〕

・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕〔所管税務署発行〕

ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

・すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕〔所管県税事務所発行〕

・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕〔所管税務署発行〕

- (4) 参加表明書類を提出した者が、審査員又は関係者と本業務に関する接触を求めたときは失格とする。
- (5) 参加表明書類又は企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は無効となることがある。
- ア 提出方法、提出先又は提出期間に適合しないもの
 - イ 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
 - オ 「2(5) 予算限度額」を超える見積金額で積算されているもの
- (6) 提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定技術者届出書(様式第4号)に記載した管理技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、必ず同等以上の技術者であることについて伊賀市の承認を得なければならない。
- (7) 本プロポーザルへの書類に虚偽の記載があった場合について、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- (8) 本市との協議について
- 本プロポーザルは、業務施行適格者を選定するものであることから、具体的な業務の実施に当たっては、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施するものとする。

15 担当部署(書類等提出)

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市役所 企画振興部交通政策課(担当:坂森、中川)

電話番号 0595-22-9663 F A X 0595-22-9694

メールアドレス koutsuu@city.iga.lg.jp